

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・1
	2017年10月25日から2017年11月24日までに公布された主な環境法令	・・・3
	2017年10月25日から2017年11月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・3
	2017年10月25日から2017年11月24日までの主な行政情報	・・・3
	2017年10月25日から2017年11月24日までの主な裁判情報	・・・6
	2017年10月25日から2017年11月24日までの主なニュース	・・・7

「環境法政策を読む」廃棄物処理制度の見直し 5

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会

第9回

「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月14日）を受けて、対応が図られてきているところ、11月2日専門委員会において、廃棄物を排出する事業者の責任徹底、廃棄物処理における有害物質管理の在り方、等について廃棄物処理法政省令事項案の検討が行われた。適正処理の推進に関する省令整備の方針の概要は以下の通りである。有害物を含む使用済電気電子機器については、本誌10月25日号を参照。

□ 廃棄物処理法政省令事項素案（概要から抜粋）

1. 許可を取り消された者等に対する措置の強化

改正法により、産業廃棄物処理業者又は特別管理産廃棄物処が、許可を取り消されたとき等において、その産業廃棄物又は特別管理処が終了していない場合は、委託者（排出時）に、その旨を通知することとされた。

○主な規定見込事項

- ① 収集、運搬又は処分の事業に係る許可が取り消された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - ・許可が取り消された年月日及び当該事由の内容
- ② 通知の写しの保存期間は、5年とする。

※既存の処理困難通知関係と同様内容（施行規則第10条の6の2、3及び4）。

※このほか、事業廃止時についても同様法定事項となったことを受け同様の規定とする。また、e-文書法施行規則に所要の改正を行う。

2. マニフェスト制度の強化

○主な規定見込事項

(1) 義務の対象者

- ・特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上（PCB 廃棄物の中に含まない）の事業場を設置する者を対象とする。

(2) 電子マニフェストの登録が困難な場合

- ・義務対象者等のサイバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障（略）など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- ・離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない（略）など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- ・常勤職員が、平成 31 年 3 月 31 日において全員 65 歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

(3) 情報処理センターへの登録期限

- ・義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3 日以内（土日祝日を含めない）に、引渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。

(4) その他

- ・義務対象者は、多量排出事業者として都道府県知事に提出する処理計画に、電子マニフェストの使用に関する事項も記載する。

今後のスケジュール

平成 32 年 4 月 1 日施行予定。（多量排出事業者は、平成 31 年 6 月 30 日までに処理計画提出、7 月から JWNET 加入、電子マニフェスト対応業者との契約）

その他電子マニフェストに関する検討事項

(1) 現場登録システムについて

- ・排出事業者が運搬受託者の支援を受けてスマートフォン・タブレットを使用して排出現場で電子マニフェストの登録を行うことができるシステムを平成 29 年度に試行予定。
- ・今後、運搬受託者や処分受託者も使用できるよう現場登録システムの強化を検討中。

(2) 費用負担の軽減について

- ・経済的負担の軽減については、利用状況を踏まえ、引き続き検討。
- ・なお、平成 29 年 4 月から、一部料金の引き下げを行った。

■ 事業者における留意点

廃棄物の適正処理の推進の観点から、電子マニフェストの普及を加速させる必要があるとされ、措置が講じられる。今後、登録システムに更なる電子機器の導入も検討されており、事業者として、排出事業者の責任の徹底を図るため、議論の方向性に注視し、技術的対応に遅れをとらない準備をしていく必要がある。